

秋田県告示第52号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
平成31年1月7日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
トヤマ電気有限会社
潟上市天王字二田219番地120
代表取締役 外山 弘次
秋田県知事許可（般-28）第12661号
- (3) 処分の内容
電気工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年1月4日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成31年1月17日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社藤隆商事
秋田市仁井田字中谷地30番地
代表取締役 藤田 美子
秋田県知事許可（般-25）第81236号
- (3) 処分の内容
土木工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年1月16日付けで土木工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。